



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	倭名類聚抄諸本の系統推定 : 十巻本巻三一六を中心に
Author(s)	宮澤, 俊雅
Citation	北海道大学人文科学論集, 18, 11-31
Issue Date	1981-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34354
Type	departmental bulletin paper
File Information	18_PR11-31.pdf



倭名類聚抄諸本の系統推定

— 十卷本卷三〜六を中心に —

一 系統推定に用いる諸本

倭名類聚抄の諸本は、十卷本と二十卷本の二種に大別され、書写の古さでは二十卷本の高山寺本が最も古く、十卷本の尾張本がこれに次ぐ。両本は部門編成を異にし、また、それぞれに多くの誤写を有するにしても、各条項の本文については、他本に比してよく倭名類聚抄本文の古形を伝えていると考えられる。しかしながら、両本はともに零本であり、これに欠ける条項については、他の諸本の本文を相互に比較して古形を推定せざるを得ない。そこで諸本の伝写相承の系統を考える必要があるのである。

二十卷本については既に述べた所であるが、⁽¹⁾略述すれば図1の如くなる。即ち高山寺本あるいはそれと同類の本が改変されてB本が成り、このB本系の巻一〜巻十と、これとは系統の異なるC本系

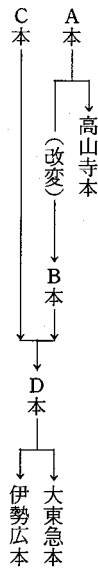


図1

宮澤 俊雅

の巻十一〜巻二十を取り合せてD本が作られた。現存の大東急本・伊勢広本はともに、このD本からの転写本である。古活字本はD本系の一本に基づき、十卷本の一本（恐らく京本類）に依って校訂したものである。古形本文を考える際には、現在、大東急本が完存している以上、古活字本は特に顧る必要は無い。また、B本（即ちD本の巻一〜巻十）は改変が甚だしく、古形推定には参考程度にとどめざるを得ない。従って二十卷本としては

A本（高山寺本をこれに宛てる）の巻六〜巻十

C本（伊勢広本・大東急本の異同を訂して推定する）の巻十一〜巻

二十

の二本が古形推定の手掛りとなる。

次に十巻本は、現在、京本・松井本・書陵部本・伊勢本・昌平本・尾張本・曲直瀬本・下総本の八本が伝えられている。⁽²⁾このうち曲直瀬本は第一冊（巻一・二）と第二冊（巻三・四）とで系統の異なるものを取り合せており、それぞれ別のものとして取り扱う必要がある。⁽³⁾そこで十巻本は総計九本が伝えられていると言える。⁽⁴⁾

右の九本のうち、京本・松井本・書陵部本・伊勢本・曲直瀬本第二冊は同類であり、図2のように類別して系統立てられる。これらを京本類として一本化すれば、十巻本では京本類・昌平本・尾張本・曲直瀬本第一冊・下総本の五本が古形推定の手掛りとなる。

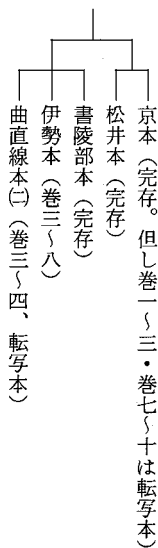


図2

以上七本（十巻本五本・二十巻本二本）の現存状況を対比させれば表1の如くなる。表からわかるように、同じ条件下で現存本数も多く、しかも広範囲に及ぶのは、十巻本巻三・六（二十巻本巻十一・十六）である。そこで本稿では、この十巻本巻三・六（居處部・音楽具を除く）の範囲で、京本類・昌平本・下総本・C本の四本の本文を比較して、倭名類聚抄諸本の系統の大枠の推定を試みようと思う。

表1

十巻	巻	本				二十巻	
		京	昌	尾	曲下	A	C
一・二形体部 二疾病部 三除居外部・六除音楽具 六音楽具 七・十	一・二形体部	○	○	○	○		1 3 形体部
	二疾病部		○	○	○		3 疾病部・4 術芸部
	三除居外部・六除音楽具					○	4 曲調類・5
	六音楽具	○	○	○	○		6 9
	七・十					○	10
							11 除牛馬部・16
							4 音楽部 (除曲調類)
							11 牛馬部・17・20

二 類別と系統

一般に、伝本が四種有る場合、二本ずつ二類に分けることができる。⁽⁵⁾和名抄四本の場合には、

- I (京本類・昌平本) 対 (下総本・C本)
- II (京本類・下総本) 対 (昌平本・C本)
- III (京本類・C本) 対 (昌平本・下総本)

の三通りの類別が考えられる。それぞれの場合の四本の関係を図示すれば図3のIa・IIa・IIIaのようになる。ここで注意すべきは、このような類別を考えた場合、ただちにIb・IIb・IIIbの形を系統として推定しがちであるが、これは類別と系統を混同したもので、正しくはない。実際にはそのような場合も多いであろうが、厳密には図に示す通り、それぞれについてb・c・d・e・fの五通りが

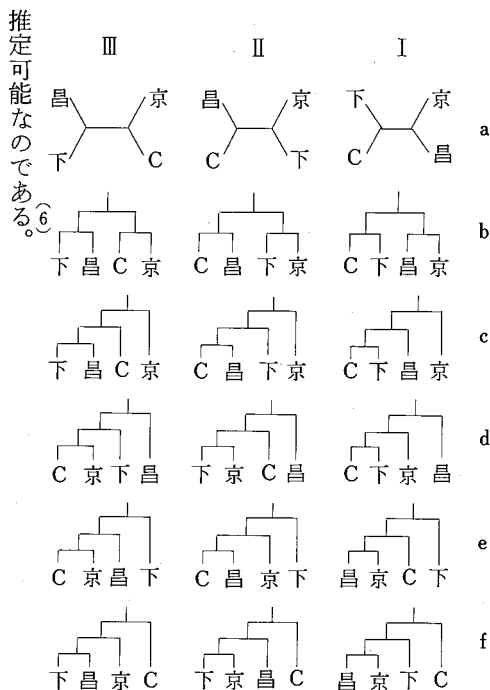


図 3

推定可能なのである。

なお図 3 の十五通りの系統図のうち、b・c・d・e の十二通りは祖形が十巻本となる。f の三通りは祖形が十巻本か二十巻本か断定は出来ない。即ち、単なる本文の比較からは二十巻本原形説の立証は不可能である。これは二十巻本の伝本が少いことに基因する。先学の説を図 3 に当てはめれば、川瀬一馬氏の説は II c あるいは III c である。築島裕氏の説は氏が図示された所では III f であるが、論旨に従えば此に限定できず、I f・II f も含まれる。

三 独自異文と共通異文

諸本の系統を推定する為には、双立異文を取り上げて比較するものが有効である。双立異文とは、諸本総てを比較すると同一箇所につ

いて二通りの本文のある場合をいい、四本の場合には二本対二本あるいは一本対三本の対立を示すものをいう。この種の対立は、おおむね一方が正しく一方が誤りと判断して本文の伝写の流れを推定することが可能だからである。双立異文のうち一本對他本の対立を、その一本の双立独自異文（以下単に独自異文）、二本以上対二本以上の対立を双立共通異文（以下単に共通異文）と称することとする。そこで、和名抄四本の双立異文を比較検討するが、以下のものは異文としては取りあげない。

1 出典名の略記。同一の出典が二条項以上に渡って現れる時、後出のものを「同云」の如くする場合で、これは伝写の過程で復元可能であり、略記するか否かが系統的な差とは言えないからである。

2 条文中に現れる標出字の略記。例えば「革」条の条文中の「革」字の代りに略符「一」が用いられるが、これも復元可能である。

3 和訓の真仮名の字種の相違。例えば賀良岐沼。加良岐奴の類。字種の相違は書写年代の差違による場合も考えられるからである。

右の条件下での四本間の双立異文の例数は表 2 の如くなる（京本類と異なる本文を△印で示した）。これらの数は、基準の定め方によってかなり増減するものである。一字対一字の対立と、二十字の脱文或いは五十八字の増注とを同じ一例として計上しているため、数値自体には特別の意味は無いが、各本のおおよその傾向は知ることができよう。

表2

	例数	独自異文	共通異文
京	438	297	24
昌	1,076	603	20
下			170
C			

なお、条項全体の脱落（或いは増補）と条項の配列が前後するもの、および条項内で条文が前後するものについては表に計上していない。

以下、まず各本の独自異文によってその本の特徴を見、次いで共通異文によって四本の類別と系統を考えてみようと思う。なお本文の指標として箋注倭名類聚抄の門序数と各門内の条項序数を用いる。例えば「八三17革」は細工具八十三の十七番目の革条の意である。

四 京本類の独自異文

京本類の独自異文四三八例のうち、特に例が多いのは、和訓に冠せられる「和名」の二字の有無である。これは例えば、

三九5銅 説文云銅音同和名赤金也

の「和名」二字が京本類では脱している類のもので、総数三六四例に及ぶ。この「和名」二字は和名抄の祖形には存していたものと推定される所であり、この一事を以てしても京本類中のいずれか一本が祖形に最も近いとする説は成り立たない。この「和名」の有無を

除くと京本類の独自異文は七三例で、全体としては京本類が他本から特に離れた本文とはなっていない。「四声字苑」を「字苑」とするもの七例、「上同」を「同上」とするもの三例が目立つ程度である。また三五12舟事類条を三条に分つのもこの類の特徴である。

五 昌平本の独自異文

昌平本の独自異文は総数二九七例である。昌平本一〇二字對他本一〇二字の対立が二〇五例に及び、その殆んどが昌平本の誤写と認められるものであり、特徴的な異文は少い。

他本にあつて昌平本にのみ見られぬものは六七例、そのうち八字以上の長文は次の三例である。

四六11襌裨 碑讀知波夜
今案未詳

八八3髪 髪少者所以被助其髪者也

八八16細櫛 一云刺櫛
佐之久之

また他本になく昌平本にのみあるものは二二例で、そのうち八字以上の長文は次の一例である。

五一13酒蟻 私云浮蟻
當作浮蟻

条項全体を脱するのは一条（九五3桑蟹）、他に八二6整条から八二13曲尺条までの八条も脱している。

他本に無い条項は次の一条である。

七六6接轡 楊氏云——四里加岐豆介一云轡根云師
利保手戸加木津介又志保天

また、条項の順序が前後するのは次の三箇所である。

四六5 袂—6 欄 七六15 鑑—16 鑑 軀17 逆軀
八一15 檣楚—16 樽

六 下総本の独自異文

下総本の独自異文は総数一〇七六例に及ぶ。下総本には余り他本には見られない特徴がいくつかある。そのうち特に顕著なものは、反切注記に他本が「反」を用いるのに対し、下総本が「反」と「切」とを混用することである。以下、下総本が「切」を用いるものを類別して例数を挙げる。挙例は上が他本、下が下総本である。

1 AB反—AB切の類、一五六例

例 三五1 舟船 (艘) 蘇遭反—蘇遭切

2 AB反—CD切(またはAD切・CB切)の類、二六例

例 三六4 帆竿 古寒反—公安切

3 音A—BC切の類、六例

例 三五1 舟船 音旋—市專切

4 AB二音—上CD切下EF切の類、四例

例 三六4 舳艫 責猛二音—上舳格切下莫梗切

5 その他、各一例

例 三六12 櫂 (櫂) 奴効反—音饒—如照切

三六16 纜 藍淡反又音温—力暫切

三八12 釭 古紅反又古双反—古江古双二切

三九3 鐐 力凋力吊二反—力凋切

四一9 縑 (繪) 疾陵反—以陵似登二切

三六3 帆 音凡—音泛—扶嚴扶汎二切与帆同

三六12 櫂 音接—音集—才立切又子葉切

四十五 火精(瑒瑒) 陽燧二音—徐醉切

七四7 鐔 音尋—音潭—徒含切

なお、下総本も「反」字を使用し、あるいは類音注によりながら、他本と注記形式の異なるものも見られる。

1 AB反与C同—音Cの類、七例

例 五七18 醢 乎改反与海同—音海

2 音与A同—音Aの類 六例

例 五五2 酥 音与蘇同—音蘇

3 音A—BC反の類 四例

例 七一22 曆 音歷—力的反

4 AB二音—上音A下音Bの類 三例

例 五三17 餽鈍 渾沌二音—上音渾……下音屯

5 その他、各一例

例 五七8 炙 之夜反又之石反—之夜之石二反

七六15 鑑 都劉反—音澄

七八8 鳥籠 音奴—音那—盧紅反

次に挙げられる特徴は、異体注記の際、他本が「字亦作」とするのに対し下総本は「亦作」とすることである。

三六10 柅 野王案柅音曳字亦作拽和名奈太那大船旁板也

の「字」字が下総本では省かれている。この種のものは五四例見ら

れる。

また、他本に無く下総本にのみ見られる本文は一八六例ある。そのほとんどが和名抄本来のものとは認め難く、後の増注と考えられるものである。八字以上の長文を挙げれば次の如くである。

三五〇舟類

舟之由切船也刳木為舟以濟水通今或以舟月同

四一二綺

篇云一有文繪胡櫓綵也

四一九縑

(縑)馳二切密也縑補蔽衣也

四二三純

(純)必二扶規二切玉篇云冠緣邊飾之又

四五八襦褌

襦褌博雅一謂之褌腹領會上声養韻

五四一麤

甘大暖消宿食主霍乱食令人有顔色六月作者良陳

者入藥用之当妙令香

五五五飴

味甘微温陶隱居曰一一乃云膠飴皆是湿糖如厚蜜

者

五七11膳

子選子遣二切膳少汁也又作燂燂

五七16腊

酸温無毒陶隱居曰亦謂之臘以又有苦味俗呼為苦

酒不可多食之損人肌藏

五八3醬

鹹酸陶隱居曰多以豆作純麦者少今此当是豆者亦

以久者弥妙又有肉一魚一皆呼為醢不入藥用治飛

蛾入耳一灌入耳即出擊鼓銅器於耳傍

五八6鼓

味苦寒無毒食中之常用春夏天氣而和蒸妙以酒漬

服之至佳康伯先以醋酒浸蒸暴燥以麻油和

七十六藕靈

老子經亦有藕物之文

七三17長刀

或說云剗鈔奈岐奈太出所未詳

七三24矛

玉篇云一莫侯反酉矛有四尺長二丈建兵車

次に、他本にあって下総本にのみ見られぬ本文は三九九例に及ぶ。

そのうち八字以上の長文を挙げれば次の如くである。

三五3艇

小船也釈名云二人所乘也

四五16袷衣

李善曰袷衣無絮也

四五19袴奴

或俗語抄云網袴袴

四八2鉸具

上音古巧反一音巧

五七14水頭

或說謂背為皆訛也

五八8薑

養性要性云乾薑一名定薑和名保之波之加美

六五1火精

而得生火涅槃經文也

六七8篋篋

起七宝塔懸諸幡蓋

種々俳戲以妙音声歌頌讚頌

六九18衲

衲音奴答反字亦作納

七三9彈己

文字集略云竹弦弓

七五7械

說文云桎音足械也

以上、いずれも下総本の脱文と見られるものである。

条項全体を脱するものは次の一〇条である。

三六22勝

五十四靴帶 六十四大檠 六六六火爐

六六7火筋

六六八竈 六八15磬 七二10同黃

八二5鋸

八四15青礪

条項の前後する所は七箇所である。

三七10飛車

一一指南車 五一5醪一6醕

五三8餅脰

一9饅 六六3燈臺一4燈臺

九五12鍋—13絡塚
九六6幌—7帳
九七17枕—18槓諭

条項内の条文が前後するのは次の四七条である。

三五10桴筏	三六1舳	三六2鱸	三六4帆竿
三六15舵	三八2舳	四十一1碑磔	四一9纈
四三1冠	四三5帛額	四五5汗衫	四五7襖子
四六10襷袢	四九10錦鞋	五二1漿	五二5粥
五三8餅勝	五五1醍醐	五六5茹	五六9菌茸
五八1塩	五八17胡桃	五九7鍋	六十二壺
六一12桶	六一17茶研	六四1燈燭	六七4層
七一4硯	七四4弦袋	七四9鈎鞘	七五6杵
七六19鞍褌	七六34剉碓	七六38胷	七七3旋子
七八10穉	八十一1犁	八三1刀子	八三4鋸
八五9鉸刀	八九8浴斛	九十二匙	九三3槩
九三4梔子	九三5灰汁	九四11麻苧	

七 C本の独自異文

C本の独自異文は総数六〇三例である。

C本の本文の特徴として、まず出典名の示し方が他本と異なっているものが若干挙げられる。

他本 C本

楊氏漢語抄 漢語抄 二八例

崔禹食經 崔禹錫食經 六例
陶隱居 陶隱居本草注 四例

ただし、右のうち、崔禹は例外なくC本で「崔禹錫食經」に作るが、他はC本が「楊氏漢語抄」「陶隱居」と、他本と同じ形に作るもの（異文とならぬもの）もある。

次に挙げられる特徴として、類音注を他本が「音某」とする所を、C本が「音与某同」とするものがあり、全部で一〇例見られる。

例 六十一樽 音尊——音与尊同

また、他本に無くC本にのみ存する本文は、前記「崔禹錫食經」の「錫」および「陶隱居本草注」の「本草注」を除いて九九例ある。そのうち八字以上の長文を挙げれば次の如くである。

五八0塩梅類 說命篇云若作和羹爾雅——

五八1塩 今案俗呼——為堅塩

五九4銚子 漢語抄云 方言要目云比良賀 和名同上

五九5鑊子 奈倍今安无和名

五九11鏡 碗即盤字見瓦 器中

六十六疊子 遊仙窟云麟脯豹胎紛綸於玉疊今案以玉為一也

六十八匣 或說云此器有柄半 挿其中故名半挿也

六一8碓 孫愜云程他丁反戸經反今碓程也 案俗云保呂之賊碓程也

六一12桶 俗有火——水菜 腰——等之名

六一17茶研 茶碾子俗謂之一研 音加彦

六二10瓷 俗云——器之乃 宇豆波毛乃

六三1箱篋 今案篋篋依 方門異名也

六三三 籠

俗用米二字云波
太古今案所出未詳

次に、他本にあってC本にのみ見られない本文は、前記「楊氏漢語抄」の「楊氏」を除いて六一例ある。そのうち一「二字」のものが一四六例に及び、八字以上の長文は次の四例のみである。

四五一 袴奴

或云岐奴万
加利八可万

六二四 柑

或曰瓶嬰 武嬰
今案木謂之
壺瓦謂之

九一 二三 甲香

皆使益芳獨燒則臭

条文全体を脱するものは次の一〇条である。

五一 一 簪

五九 八 簪 八三 六 漆 八四 一 鑪子

八六 一五 團扇

九十九 食单 九一 一 香 九一 二六 薰爐

九一 二七 薰籠

九一 二八 香囊

また他本に無くC本にのみある条項は次の二条である。

六四 七 簪火

漢書陳勝伝云夜一師説云比乎加利通須今案漁者以鉄作簪盛火照水者名之此類也

六四 八 野火

字統云爛蘇典反又作爨野人説孫愔切韻云爨音与統云保曾介防野火也同逆統

なお、零陵香条と都梁香条は他本では傍点部分を脱している。

九一 一三 零陵香

同云零陵香土人謂為燕草

九一 一四 都梁香

荊州記云都梁縣有小山上有清淺……

また、梅檀香、甘松香、鬱金香の三条は他本では全く脱しているが、C本では条文は無いが標目のみを載せている。

条項の配列が前後する箇所は次の五箇所である。これらの中には部門編成と関わりのあるものもあり、単純な転倒とは言えないものも含まれている。

六三 一 相簪——2 簾 3 籠 六三 四 零簪——5 簾 6 篇

六三 七 簪——8 簪 9 飾 六八 一五 磬——16 金鼓

九一 二三 甲香——24 百和香

条項内の条文が前後するものは次の一〇箇所である。これらも部門編成と関わりのあるものが含まれている。

五八 一 塩 六一 六 杆麵杖 六二 三 甕 六二 五 瓶子

六二 七 盆 六二 一 一 盤 六二 一三 盃盞 六三 一〇 箴籬

六二 一 一 簪 七二 一 二 簪

八 偶発的な共通異文

共通異文は表2にも示した通り

(京本類・昌平本) 対 (下総本・C本) 一七〇例

(京本類・下総本) 対 (昌平本・C本) 二〇例

(京本類・C本) 対 (昌平本・下総本) 二四例

である。これらの共通異文の中には、必ずしも系統的に生じたとは言えないものも含まれていると考えられる。例えば京本類は和訓の上の「和名」二字を省くのを通例とするが、四本間では「和名」の有無は表3のようになっている。表の④⑥⑦が共通異文となっているが、これらは本来①の形の対立であったものが、京本類とは別個に他本でも「和名」が脱落したために京本類と一致する形になったものと見ることができよう。

反切の「切」字使用も同様である。四本間で「反」「切」の対立

を示す例は表4のようにになっている。②が共通異文となっているが、これは下総本とは別個に昌平本で反↓切の変化が起きたものであるう。

表5 「字亦作……」の「字」の有無					
⑤	④	③	②	①	
字	ナシ	字	ナシ	字	京
字	字	字	字	字	昌
ナシ	ナシ	字	字	ナシ	下
ナシ	字	ナシ	ナシ	字	C
— — — — 五四					例数

表4 「反」と「切」		
②	①	
反	反	京
切	反	昌
切	切	下
反	反	C
— — 一八二		例数

表3 「和名」の有無								
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
和名	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	京
ナシ	和名	ナシ	和名	和名	ナシ	ナシ	和名	昌
和名	和名	和名	ナシ	ナシ	和名	ナシ	和名	下
和名	ナシ	和名	ナシ	和名	ナシ	和名	和名	C
— — 二 三 四 六 一九							三六四	例数

表7 「野王案」と「野王日」									
日	日	案日	案	案	案	案	案	案	京
云	日	日	日	日	案	案云	案	案	昌
日	日	日	日	案日	日	案	案	案	下
日	日	日	案	案	日	案	案	案	C
— 三 二 — 二 二 二								二三	例数

表6 文末の「也」の有無									
ナシ	也	ナシ	也	也	ナシ	也	ナシ	也	京
也	ナシ	ナシ	也	也	ナシ	也	ナシ	也	昌
ナシ	也	ナシ	也	也	也	也	ナシ	ナシ	下
ナシ	ナシ	也	也	ナシ	也	也	ナシ	也	C
— — 二 二 三 六 八 一八 二一 二三								二	例数

表5の「字亦作……」の「字」字の有無についても同様である。これらの異文対立は共通異文ではあっても系統的に生じたものとは見なし難く、系統を推定するに際して省いておいた方が良いでしょう。この他に表6の文末の「也」字の有無、表7の「野王案」と「野王日」等の対立、表8の「楊氏漢語抄」と「漢語抄」

表8 「楊氏漢語抄」

△ ○ ○ ○ ○ △ × × ○ × ○	○ △	京
○ ○ ○ ○ ○ ○ × × ○ × ○	○ △	昌
△ × × × △ ○ △ × ○ × ○	○ △	下
○ △ × ○ △ ○ △ × × ○ △	○ △	C
— — — — — 二 二 二 二 三 二 四	五 三 六 一	例数

○ 楊氏漢語抄
× 楊氏抄
△ 漢語抄

等の対立も同様に考えられよう。この種のを除くと四本間での共通異文の例数は次のようになる。

- ① (京本類・昌平本) 対 (下総本・C本) 一四〇例
② (京本類・下総本) 対 (昌平本・C本) 一一例
③ (京本類・C本) 対 (昌平本・下総本) 一〇例

例数の多さからしても、①が系統的に生じた共通異文を多く含み、②③は偶発的なものと見てよいであろう。①については次節以下で検討する。②の(京本類・下総本) 対 (昌平本・C本) の異文対立は次の通りである。

次の通りである。

四七2 革帶	馬腦帶波斯馬腦帶	京下
五十一履楦	字亦作楦	昌
8 屨韉	唐韻云韉……補履下也	ナシ
五三2 強飯	食。宋十斤	アリ
9 糲	令。爛熟也	ナシ
五七4 脯	見本朝令	アリ
七一8 反故	字雲損	令 合
七三0 図絵具	絵会。五綵也	損 損
七三24 矛	音謀	アリ
八十五 鉞	普麦反又。普狹反	アリ
九八14 屨幘	去声之重	ナシ
また、③の(京本類・C本) 対 (昌平本・下総本) の異文対立は	重 輕	アリ
四六10 襜褕	祭服朝服。	京C
六十一 樽	樽与酒海各異	昌下
六一13 杓	瓢也。	アリ
六四1 燈燭	和名並度毛之比	アリ
六九8 白拂	当於白拂手	アリ
七三14 鳴箭	八日。鏑	目 有
七六26 韉頭	韉頭也。	アリ
八十10 鎌	艾釣。二音	ナシ
		釣 鉤

八十11連枷 下音加。
九五7絲 類絲節也

ナシ
アリ
類 類

条項

本文

異同

評価

九 共通異文——互いに異なるもの

以下、一四〇例に及ぶ（京本類・昌平本）対（下総本・C本）の対立を、互いに本文の異なるもの、京本類・昌平本に存せぬもの、下総本・Cに存せぬもの、の三つに分けて見て行く。

初めに、互いに本文の異なるものを挙げる。第一欄に条項、第二欄に下総本・C本の形で本文を摘出し、異同ある箇所には〇印を附する。第三欄は上に下総本・C本、下に京本類・昌平本を挙げて異同を示し、箋注倭名類聚抄の本文が採る形の方に〇印を冠する。第四欄には箋注倭名類聚抄に於ける扱いを以下の要領で符号によって示す。

十 京本の本文を採らず、下総本・広本の本文を採用しているもの、および、京本の本文を採るが、下総本・広本の本文を注に挙げて「似是」「似勝」等の評語を加えているもの。

0 京本の本文を採り、下総本・広本の本文は注に挙げるのみで評語の無いもの。

一 京本の本文を採り、下総本・広本の本文については言及していないか、或いは注に挙げても此に「非是」「恐非」「誤」等の評語を加えるもの。

三六9蓬痺

〃

蓬備二音
舟上屋也

備一〇婢
舟一〇船

0

三六21罽

洩舟中水之斗也
雜藥合為之

〇之斗一斗之
〇合一令

+

四二5紗

俗音射

音一〇云

0

四五6欄衫

奈保之
被衾別名也

〇保一倍
被衾一〇衾被

+

四五13衾

所出音義

〇出一以

+

四七2革帶

純方丸鞆
未着鉸具

〇丸一孔
〇未一味

+

四八1韃

草曰屏

〇草一革

+

四九1履

文選傳云詩

云一〇玄

-

五七2鮓

一音覽

〇覽一繫

+

五七16腊

唐韻云
煖酒之器

〇云一曰
〇酒一頂

+

五九5鑊子

東宮旧事

〇旧一故

+

六三3酒臺

牙像脚也

像一〇象

0

六一4机

雲夢寺

雲一〇靈

0

六七5露盤

俗云輪

云一〇音

0

六八17匱

俗云化赭

云一〇音

0

六八18火舍

以反故
寫書數千卷

反一〇翻
寫書一〇書寫

+

七一8反故

〃

七二12 籤	昌。廉反。	昌	一〇曹	+	八六13 麤尾	麤音玉。	玉	一〇主	—
七一21 筭	俗云。殘。	云	一〇音	—	九十七 样	此間。云	此間	一〇俗	0
七三8 角弓	亡耳反。	〇亡	一巳	+	九十八 油单	並令。少府	〇令	一合	+
七三12 箭	箭。受弦処也。	〇箭	一前	+	九三8 紅藍	上同。	上同	一〇同上	—
七五6 杵	杵。櫓之杵。	櫓	一〇櫃	—	九四1 機	機巧之処。	〇巧	一功	+
七六1 鞍	馬鞍也。	鞍	一〇鞍	—	九六2 幕	六幅幕。	〇六	一太	+
七六18 障泥	即障泥也。	〇障泥	一泥障	+	九六5 幔	万多。良万久	〇多	一不	+
七六24 轡	一云。馬轡。	云	一〇名	—	九六7 帳	此間。音長	此間	一〇俗	0
七六27 樓額	沼賀々。岐。	〇々	一之	+	九六12 承塵	承塵土也。	〇土	一云	+
七六28 條	鏈鉛朴也。	〇朴	一林	+	九七一 衣架	懸衣架。	〇衣架	一御衣	+
七六33 槽	和名。与舟同。	与舟同	一〇馬舟	0	九七10 茵	此間。音邇久	此間	一〇俗	0
七八1 罽網	罽之繩也。	繩	一〇綱	—	九七12 円座	此間。云円座	此間	一〇俗	0
七八10 稿	刃知反。	〇刃	一女	+	九七16 鎮子	緑羅帶。	緑	一〇縁	—
七九2 纒	灑。	灑	一〇纒	—	九八4 蓑	蘇禾反。	禾	一〇和	+
八十一 犁	女。益反。	女	一〇必	—	九九10 墳墓	方言云。	〇方言云	一大言土	+
八十二 鋤	和名。上同。	上同	一〇同上	—	評価「一」のうち「俗云—俗音」「一云—一名」各一例、「上同—同上」の三例は箋注の校訂方針から言えば本来箋注中に下総本・広本の本文を挙げるべきもの、即ち評価「0」に相当するものである。				
八十三 鑿	和名。上同。	上同	一〇同上	—					
5 鉾	久之路。	〇路	一落	+					
八一7 縄	蘇。各反。	〇蘇	一落	+	十 共通異文——京本類・昌平本に存せぬもの				
八二0 木工具	上巧人也。	上	一〇工	—					
八三17 革	蘇枋革。	〇革	一皮	+					
八三18 蠟	字又作蠟。	又	一〇亦	—	次に下総本・C本に有って京本類・昌平本には無いものを挙げる。 本文を下総本・C本の形で摘出し、京本類・昌平本に無い字に〇印				
八六4 璫	權衡具。	〇權	一權	+					

を附する。箋注倭名類聚抄の本文での有無を記し、評価を次の如く
符号で示す。

＋ 該当字が箋注本文に採られているもの、および、箋注

本文には無いが注に挙げて「似是」と評語を記すもの。

0 該当字を注に挙げるが評語の無いもの。

－ 該当字を注に挙げないか、或いは、注に挙げて「非是」「恐非」等の評語を記すもの。

条項 本文

箋注本文 評価

三五 7 舳	戰士可乘之。輕舟也。	ナシ	0	七十 9 宝倉	一。云神殿。	アリ	＋
三六 4 帆竿	下。古寒反。	アリ	＋	七一 10 軸	又見車具。	アリ	＋
三六 13 櫓	方言云。	アリ	＋	七三 24 矛	枳名云。	アリ	＋
三九 8 鉄落	一名鉄液。	アリ	＋	七五 6 杵	杵。檀之杵。	アリ	＋
三九 9 鉄精	如塵者也。	ナシ	0	七六 1 鞍	蔣。魴切韻云。	アリ	＋
15 銭	音義云。	アリ	＋	七六 3 鞍褥	已上本注。	ナシ	＋
四二 2 玉	琨。瑶。昆。遙。二音。	アリ	＋	七六 37 鞭	所以。箠馬。驅遲也。	ナシ	0
四二 9 調布	頗別異。	アリ	＋	七七 1 攀	所以。綴。鷹狗也。	アリ	＋
四二 12 綿絮	六兩為屯。	アリ	＋	八一 5 針鋸	和名乃之。加太乃久岐。	アリ	＋
四四 1 簪	上音如才。	アリ	＋	八一 15 檜楚	俗用檜曾二字。	アリ	＋
四四 1 袍	一云朝服。	アリ	＋	八四 10 鐘	一云刻刀。	アリ	＋
四九 1 履	和名並久豆。	ナシ	0	八六 12 屏繳	一吹大繳四。	アリ	＋
五五 4 乳麴	此間云。乳脯是也。	ナシ	0	八七 7 斛	甬合升斗斛。	アリ	＋
五六 9 菌茸	菌有木菌土菌石菌。	ナシ	＋	九一 3 浅香	不甚堅者。	アリ	＋
五六 16 腊	音無又音武。	ナシ	0	九二 10 鎔	所以。縫衣具也。	アリ	＋

九七6草敦	設錦草敦	ナシ	+
九七10茵	俗以猫皮等為之	ナシ	0
九七11簾	此間名如字	ナシ	0
九八3樛子	樛子	ナシ	-
九八3樛子	樛子中有隔之器也	ナシ	0
九八3餉	以食送人也	アリ	+
九八14帊幘	通俗文云	アリ	+

これらの対立が、箋注倭名類聚抄では殆んど京本・昌平本の脱落と見なされていることは注意されねばならない。

十一 共通異文——下総本・C本に存せぬもの

次に京本類・昌平本に有って下総本・C本に無いものを挙げる。
本文を京本類・昌平本の形で摘出し、下総本・C本に無い字に○印を附する。箋注倭名類聚抄の本文での有無を記し、評価を符号によって次のように示す。

- 十 該当字が箋注本文に無いもの、および、本文に採られているが、注に下総本・広本には無い旨を記し、「似是」等の評語を加えてあるもの。
- 0 該当字を本文に採り、注に下総本・広本には無い旨を記し、特に評語を加えていないもの。
- 一 該当字を本文に採り、注では下総本・広本について言及しないか、或いは言及しても「脱」「恐非」等の評語

を加えてあるもの。

条項	を	箋注本文	評価
三五5舠	俗用高瀬舟	アリ	0
三五6舠	俗用平田舟	アリ	0
四五10裙帶	音与群同	アリ	-
四九14履屣	履之属也	アリ	-
五十五履系	延喜年中	アリ	-
五一8酎酒	於国家	ナシ	+
五四4麵	无岐乃古	アリ	0
8糲	又云儲食也	アリ	0
五七14氷頭	氷頭者比豆	アリ	-
五七15雉脯	乃言云	ナシ	+
六一8碓	兼名苑云碓一名碓音的魯般造也	アリ	0
六一14捲	似斗属	ナシ	+
六二6游堀	今案俗人呼大桶為由加乎介是弁色立成云於保美加	アリ	0
六三6篇	今案又用實字見史記	アリ	0
六五4燈心	和名火度宇之美	ナシ	+
六八1金堂	楊氏云仏殿金堂也礼堂金堂前名	アリ	0
六八3食堂	楊氏云食堂僧食処也寺炊爨処謂之大衆屋本文未詳	アリ	0
六八4経蔵	白氏文集云東林寺経蔵	アリ	0
六八9宝幢	訓波多保古	アリ	-

七十一木綿	本草經云……	アリ	-
七一 3 墨	以松柏煙和膠合成	アリ	+
七一 12 籤	俗人云去声	アリ	0
七一 19 戸籍	古以版紙今黃紙	ナシ	+
七二 3 燕支	以所出山名爲名也	アリ	0
七三 17 長刀	細刀保皆太知	アリ	0
七八 1 罽網	統閑紐附	ナシ	+
八三 15 竹刀	言以竹刀剪金銀薄也	アリ	-
八六 1 笏	唐笏品天子玉諸侯象大夫魚獬文	アリ	0
八七 6 半石	又案宜作梓	アリ	-
八九 5 匣	半在其次	アリ	-
九一 7 薰陸香	兼名苑注云	アリ	-
九一 11 龍腦香	龍腦香者樹根中乾肥也	アリ	-
九四 5 綜	機縷樓持絲交者也	ナシ	+
九八 9 行纏	今案俗編商爲行纏	アリ	-

これらの中にはかなりの長文も含まれており、それらの評価を 0 とすることは校斎の本旨ではないかも知れないが、その多くを後の増注と見なすことも不可能ではない。また評価「-」としたもののうち「屐系」「半石」「匣」「薰陸香」「龍腦香」「行纏」の例は箋注の通例に従えば評価 0 であって然るべきものである。

なお、下総本・C 本に無い条項は次の通りである。

三六 17 牽絃 唐韻云——音支訓挽船繩也

豆奈天

三七 4 籃輿 晋書云胸元亮所乘乃是——音藍言竹車也
六八 5 宝藏 内典云有宝者心无愛感涅槃經文也
六八 10 罽堵婆 俱舍論云破壞——是无間同類罽音蘇骨反
六九 7 跋折羅 千手經云若為降伏一切大魔神者當於跋折羅手
六九 19 裳 内典抄云慈悲一切衆生如慈母故服裳又名慈悲衣
七十八 玉籤 日本紀云——下音七廉反多乃久之
七十 18 犠牲 礼記云祭祀供——二音義生論語注牲生日饌々音氣訓伊介通倍
和訓の無い条項が多く、後人増補の可能性も残されている。

十二 系統の推定

以上見てきたことから知れるように、四本を類別すれば図 3 の I で示した形、即ち京本類・昌平本と下総本・C 本とに分けることができる。系統については、より詳しく各本間の本文の優劣を判断する必要があるが、ここでは符合校斎の箋注倭名類聚抄の評価を援用して以下の論を進める。その評価の状況は前節で見た所をまとめれば次の通りである。

京本類・昌平本の本文を優位とするもの (一) 一九…(1)
いずれとも優劣を記さぬもの (0) 四八…(2)
下総本・C 本の本文を優位とするもの (+) 七三…(3)

下総本・C 本の方に優位の本文が多い。箋注倭名類聚抄は京本を底本としているため、京本の本文が有利な取扱いを受ける筈である。それにも拘らず、共通異文に於ては下総本・C 本が優位と認められ

ている例が多い。このことから京本等は系統的には末流本文である
と見ても大過は無いであろう。従って図3のIの系統図のうち、I
c、I dは除かれるべきであり、残るI b、I e、I f
のいずれかということになる。そこで念のため、下総本或いはC本
の独自異文の中で、箋注倭名類聚抄が優位と見なしているものを見
ることとする。

下総本の独自異文を優位とするもの

四例……(4)

条項 箋注本文 注および校譌

四一6綾 熟線綾 (校譌) 旧熟作就……今從下改

五三21黏臍 臍臍 (校譌) 旧臍訛作臍……今從下總本改

五七14氷頭 鮭魚也 (箋注) 下總本鮭作鮭依龍魚部注所載
此作鮭似是

八六12屏織 次大織四 (校譌) 旧次作吹……今從下總本改

C本の独自異文を優位とするもの 二二例……(5)

条項 箋注本文 注および校譌

三五3艇 二人所乘 (箋注) 広本二上有一字似是

三六15舵 太以之 (校譌) 旧脱之字……今從広増

三七11指南車 恐惑 (校譌) 旧惑作或……今從広改

四四4綬 保々須介 (校譌) 旧作保己須介……今從広本改

四五20布衣袴 青布袴 (校譌) 旧袴下有也字……今從広本刪

四六21褌 須万之毛乃 (校譌) 旧之下有乃字……今從広本刪

五十五履系 皆着履 (校譌) 旧履作履……今從広本改

五一2煎 令稠也 (校譌) 旧稠作調……今從広本改

五一6醋 俗云糟米 (箋注) 広本米作交似是

五三17鯢鮓 剉肉 (校譌) 旧剉訛作剉……今從広本改

五三24歎喜団 唐菓子 (校譌) 旧脱唐字……今從広本増

五五1醍醐 得四升 (箋注) 広本四上有三字亦似是

五五5飴 為之 (箋注) 広本為之作煎也……似是

五八17胡桃 得之 (箋注) 広本得之下有故曰胡桃五字……
有五字似是

五九6鎗 謂之鎗飯者音訛也 (箋注) 広本者音訛也四字
作鎗音如唐是愚者偏見当字在旁所
讀伝歟十七字似是

六一9磴 磴也 (校譌) 磴也二字旧脱……今從広本増

七一10軸 勝於少 (校譌) 旧勝作勝……今從広本改

七六1鞍 俗云有 (箋注) 広本無云字似是

七八5風弩 一云風弓 (校譌) 下旧有也字……今從広本刪

七八12餌 乃吏反 (箋注) 広本乃作仍……作仍似是

八六11翳 齊王 (箋注) 広本齊作齋……此作齋者似是

九一19迷迭香 迷迭香 (校譌) 旧迭作迭……今從広本改

以上の例数によって、図3のIの各系統図に於ける推定祖本が有
する優位および劣位の本文の数を出すれば次のようになる。

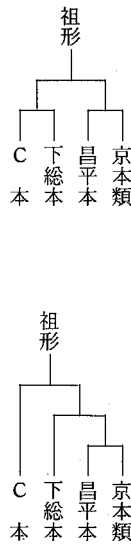
まず、I bの場合、(1)と(3)とはいずれも優位の本文を祖
形と認めることが可能であり、その数は合せて九二例となる。一方
(4)(5)はいずれも優位の本文をとることが出来ず、従って劣位
のもの二六例となる。

次に、先に除かれるべきであるとしたI-cおよびI-dの場合、祖形が優位の形を採り得るのは(1)の一九例のみであり、(3)(4)(5)はいずれも劣位の本文を採らざるを得ず、その数九九例となる。

I-eの場合は、祖形が優位の形を採り得るのは(3)と(4)の七七例で、(1)と(5)の四一例が劣位となる。

I-fの場合は、祖形が優位な形をとり得るのは(3)と(5)で合せて九五例、劣位となるのは(1)と(2)で二三例となる。

従って、四本の系統は、劣位の本文が比較的少い形で祖形を推定できるI-bおよびI-fのいずれかと考えることができよう。その推定系統図を改めて示せば次の通りである。



十三 十卷本巻一〜三の概略

十卷本巻三〜六に於ける四本の系統の推定は上に見てきた如くであるが、他の部分で四本以上存する部分についても概略を示しておく。

先ず巻一及び巻二形体部では、京本類・昌平本・尾張本・曲直瀬本・下総本の五本が存し、共通異文の例数は表9のようになっている。

表9

	京	昌	曲	尾	下	例数
①			△	△	△	46
②				△	△	14
③			△	△		9
④			△		△	7
⑤		△		△	△	3
⑥		△	△	△		2
⑦		△	△			1

京

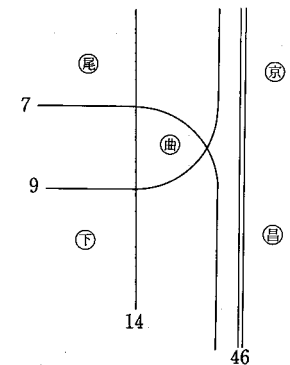


図4

表10

京	昌	曲	尾	①
		△	△	55
		△	△	3
		△	△	1
京	昌	曲	下	②
		△	△	53
		△	△	3
		△	△	3
京	昌	尾	下	③
		△	△	60
		△	△	2
京	曲	尾	下	④
	△	△	△	46
	△	△	△	17
	△	△	△	11
	△	△	△	7
昌	曲	尾	下	⑤
		△	△	15
		△	△	9
		△	△	7

る(京本類と異なるものを△印で示す)。これによると、京本類・昌平本と他の三本の対立が目につくが、②③④は互いに矛盾した対立を示している(例の少ない⑤⑥⑦を省いて図示すれば図4の如くなる)。そこで試みに五本のうちから一本を除いて四本間の共通異文を数えると表10のようになり、①の曲直瀬本を除いた場合が最も単純な対立を示す。このことから曲直瀬本が混淆本文を持つと推定することが可能である。曲直瀬本は尾張本・下総本の系統に属し、部分的に京本類系の本文を含んでいるのであろう。曲直瀬本の巻三・四が純然たる京本類であることも此と関連があるかも知れない。

次に、巻二の後半は、京本類・昌平本・曲直瀬本・下総本の四本

表11

京	昌	曲	下	卷二前 半まで	後卷 半二	計
		△	△	53	30	83
	△		△	3	9	12
	△	△		3	4	7

が存するが、異文の例数が少いので、巻二前半までを尾張本を除いた形で加えて示せば表11のようになり、矛盾する対立が目立つが、大勢としては京本類・昌平本と曲直瀬本・下総本との対立が顕著であると認められる。

最後に、巻三居処部について見て行く。この部分では京本類・昌平本・下総本・A本（高山寺本）の四本が存する。

（京本・昌平本）対（下総本・A本）の対立は次の一二例である。ただし「和名」の有無、文末の「也」字の有無を除けば一〇例である。

条項	京昌	下A
二六 4 殿	唐韻云	韻 一令
二七 14 房	旁也。	アリナシ
二七 15 坊	和名末智	ナシアリ
二八 8 棧	為棧非也。	アリナシ
二八 15 桁	屋標也	標 一標

二八 18 棧	間。杓。唐韻云。間。杓。漢語抄云。	アリナシ
二八 23 部	暖障光者也。	ナシアリ
三二 2 牕	野王案云。	ナシアリ
三一 3 坊門	奸非也。	アリナシ
三二 3 櫛	爾雅注云。	ナシアリ
三二 11 鑰	印鑰之処用。	也 一之
三三 13 泊	有大輪田泊。	ナシアリ

この他に、次の二条は京本・昌平本にあって下総本・A本には無い。

三四 8 遺羅	唐韻云—— ^{上丑} 漢語抄云—— ^{利知} 毛
三四 9 雁齒	白氏文集云鴨頭新緑水——小紅橋

また、次の二箇所で条項の配列が前後している。

二八 4 疏瓦——5 花瓦	三十一 助枝——2 牕 3 壁帶
---------------	------------------

次に、（京本類・下総本）対（昌平本・A本）の対立は次の八例である。ただし「和名」の有無を除けば五例となる。

条項	京下	昌A
二八 20 櫛	和名須美岐	ナシアリ
二八 25 欄額	和名波之良沼岐	ナシアリ
三二 14 根	和名保古多知	ナシアリ
三二 15 櫛	俗云巾子形	巾 一中
〃	所以止扇也	止 一上
三三 10 礎道	士瑩反	士 一上
三四 5 土橋	唐韻云圯。	圯 一地

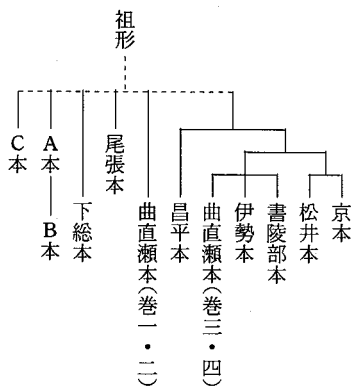


図5

三四7梯 訓上同。

同上―上同

また、(京本類・A本)対(昌平本・下総本)の対立は一例である。

条項

京A 昌下

二九3女墻 比之於城

ナシーアリ

これらの例から推して大勢は京本類・昌平本と下総本・A本とが対立しているものと見ることができよう。

十四 結語

以上巻一―巻六全体を通して見れば、京本類と昌平本が一類にまとめられ、下総本その他の諸本と対立しているということができる。そして、祖形との接点は後者の範囲内か、或いは両者の中間に在ると考えることができる。概略を図示すれば図5の如くになる。

諸本の本文の単純な比較からは、京本・松井本・書陵部本・伊勢

本・曲直瀬本第二冊および昌平本の六本についてののみ、その系統的な共通祖本の想定が出来るのであって、その六本の共通祖本と他の諸本(尾張本・曲直瀬本第一冊・下総本・A本・C本)との関係は、各本が相互に重なり合う部分が少いこともあって、明確に系統立てることが出来ず、図5では一応各本対等の形で並列するにとどめるを得ない。しかし、それでも現在複製公刊されている京本・松井本・伊勢本等の本文のみを以て倭名類聚抄の十巻本について論ずることが誤りであることは知れるであろう。

注

1 拙稿「倭名類聚抄二十巻本諸本の類別」国語と国文学五三巻四号(昭和51年4月)

2 京本は上中下三冊のうち中冊のみ東京大学国語研究室蔵、他は現在所不明、転写本のみ伝わる。

伊勢本は神宮文庫蔵、二十巻本(伊勢広本)との取り合せて、十巻本は巻三―八。

尾張本は真福寺蔵。巻一と巻二の中途まで。但し一部分現在所不明で、享和元年稲葉通邦摸刻の版本として伝わる。

以上は馬淵和夫「和名類聚抄^{古写本}本文および索引」所収。

松井本は静嘉堂文庫蔵。完存。川瀬一馬編「古辞書叢刊」所収。書陵部本は宮内庁書陵部蔵高松宮家本。「史料と研究」八号に高橋宏幸氏の紹介がある。本稿では国文学資料館配架の紙焼写真に依る。

他の本はいづれも原本現在所不明。本稿では次の転写本に依る。

昌平本 東京大学総合図書館蔵南葵文庫本

曲直瀬本 東京都立中央図書館蔵河田文庫本

表12

	京	松	書	伊	曲	イ	ロ	計
独自異文	△	△	△	△	△	68	5	73
	△					53	10	63
			△			82	13	95
				△		19	0	19
					△	188	13	201
共通異文	①		△	△	△	72	98	170
	②		△	△		8	1	9
	③			△	△	5	0	5
	④		△		△	3	1	4
	⑤	△	△			2	0	2
	⑥	△		△	△	2	0	2

表13

昌平本	京本	松井本	書陵部本	伊勢本	曲直瀬本	イ	ロ	計
			△			40	66	106
	△					28	16	44
	△		▲			4	16	20

下総本 東京大学国語研究室蔵黒川文庫渡辺氏等旧蔵本

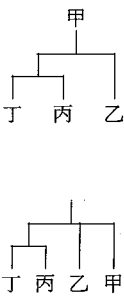
3 曲直瀬本が取り合せ本であることは、注4および十三節で述べるように、他の諸本と本文を比較すると、巻一・二と巻三・四とは、曲直瀬本の関係位置が異なっていることによって知られる。また、曲直瀬本自体でも第一冊（巻一・二）と第二冊（巻三・四）を比較すると、(1)前者は各頁八行と、一面の配行数が一定しないが、後者はほぼ一頁八行で一定している、(2)出典の略記に前者は「又云」を多用するが、後者は他の諸本にも多用される「同云」が京本類の特徴である「楊氏——」「唐——」等の形を用いる、(3)前者では真仮名に「木」「寸」「土」「三」「也」を用いるが、後者では用いない——等の相違がある。

4 京本類五本の揃う巻三・四に於ける双立独自異文と双立共通異文は表12の通りである（京本と異なるものを△印で表わす）。イは三節以下と同様の基準に依った例であり、ロは出典略記・標出字略符・真仮名の字種等、表記に関わる相違を数えたものである（末一末、岐一岐、等一等、篇一篇、

无一無の相違は表に計上していない）。共通異文①のイによって、五本が京本・松井本と書陵部本・伊勢本・曲直瀬本の二類に類別され、ロによつてその類別が表記の相違にも及んでいることが知れる。共通異文①をさらに昌平本と比較すると表13のようになる（昌平本と異なるものを△▲印で表わす）。昌平本と共通する例が、いずれの類にも見られることから、一方の類が他方の類から出たとする考えは否定される。また、四節で述べるように、京本等五本は「和名」の脱落等、劣位の本文形態を示しており、他の諸本が京本類から派生したとは考えられないので、図2の如き類別と系統が想定される。なお書陵部本・伊勢本・曲直瀬本の三本の系統的關係は、表12の共通異文②③④が互いに矛盾し、いずれも例が少なく、さらに曲直瀬本が転写本であり誤字が多い（独自異文の多さがそれを示している）

5 ————などのために、しばらく三本並列のままにして置かざるを得ない。必ずしも二本ずつ二類に分けられない場合もあるが、双立異文の状態によって判断できる。例えば、(1)四本がいずれも同一の本から直接写された場合、共通異文が現れない、(2)混淆本文を持つ本がある場合、共通異文が一種類に限定されない、等。

6 より厳密には左の如き形も想定される。



7 川瀬一馬『古辞書の研究』（昭和30年、講談社）p104。
8 築島裕「図書寮本類聚名義抄と和名類聚抄」国語と国文学四〇巻七号（昭和38年7月）。
9 築島裕「和名類聚抄の和訓について」訓点語と訓点資料二五輯（昭和38年

3月)。

10 川瀬氏前掲注7、p 101。

11 尾張本および高山寺本には「同上」の例は無く、従って和名抄本来の形は「上同」であったと考えられる。

12 昌平本本来の誤写だけでなく、本稿で用いた東大本の誤写が含まれていることは言うまでもない。